

マイタウンスポーツクラブ(総合型地域スポーツクラブ)創設・運営活動を応援します

助 成 金 申 請 の 案 内

公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団では、市民の皆さんの自主的なマイタウンスポーツクラブ(総合型地域スポーツクラブ)の創設・運営を応援するため助成金を交付します。

令和7年度の申請受付期間(土・日・祝日は除きます)

受付期間 令和7年9月29日(月)～10月27日(月)

受付時間 「午前9時～午後5時」までとなります。

(申請前に担当者にご相談ください。)

【申請先・お問い合わせ先】

公益財団法人 仙台市スポーツ振興事業団

〒980-0012 仙台市青葉区錦町一丁目3-9(仙台市役所錦町庁舎3階)

スポーツ交流課 地域スポーツ振興係

TEL022-215-3209 FAX022-215-3575】

Mail: sendaisporen@leaf.ocn.ne.jp

※様式がデータで必要な方はメールにてお知らせください。

助成金の対象となるクラブ

助成の対象となるスポーツクラブは、営利を目的とせず、かつ、次に掲げる要件をすべて具備するスポーツクラブです。

- (1) 仙台市民により自主的に設立、運営される会員制のスポーツクラブであること
(当該スポーツクラブの発起人及び役員の3分の2以上が仙台市民であり、かつ、会員の会費等により運営されるスポーツクラブをいいます。)
- (2) スポーツクラブの会員数が概ね 100 名以上であること
(賛助会員等実質的な活動を行わない者は、会員数には算入しません。また、法人会員等集団を対象とする会員については、集団の構成員数に関わらず1と数えます。)
- (3) スポーツ活動の種目が2種目以上あり、当該活動が概ね週1回以上、年間を通して継続的に行われること
- (4) スポーツ活動は限られた世代にならないこと
- (5) スポーツ指導者による指導が適切に行われるものであること
(必ずしも当該スポーツクラブに所属する職員である必要はありませんが、実施するスポーツの種目や指導内容に合った指導者を必要な人数確保していなければなりません。また、当該指導者のうち1名以上は、指導するうえで有用と認められるスポーツ又は健康指導等の公的資格を有する者でなければなりません。)
- (6) スポーツクラブの活動が、継続的にできる活動拠点をスポーツクラブの日常活動に支障が出ることのない近隣やその周辺地域に確保している、又は確保する見込みがあること
(最寄りの中学校の通学区域を原則とするが、必ずしも活動施設すべてが同一の通学区域内にある必要はなく、当該施設までの距離、交通の便等を勘案します。)
- (7) 助成金の交付を受ける年度と同じ年度内に、仙台市又は仙台市の関係団体から補助金等の金銭的支援を受けることがないスポーツクラブ
- (8) スポーツクラブの運営は、会員の総意に基づき定められた会則(規約、定款等を含む。以下同じ。)により行われ、適切な事業計画及び予算に基づき行われること

助成金の種類と額

(1) スポーツクラブ創設助成金 500,000円以内

スポーツクラブの設立に対し助成するものであり、交付する助成金の額はスポーツクラブ設立に要した経費の範囲内とします。

(2) スポーツクラブ運営助成金 300,000円以内

設立されたスポーツクラブの運営に対し助成するものであり、交付する助成金の額は申請する年度におけるスポーツクラブの運営に要する経費の1/3を限度とします。

対象経費

(1) スポーツクラブ創設助成金

発起人会や設立総会等の開催経費、広報経費、事務局開設経費、その他スポーツクラブの設立に要する経費であって設立総会開催までの経費が対象となります。

(2) スポーツクラブ運営助成金

会員募集に要する経費、事務局職員等の人件費、光熱水費、研修会の参加費、その他設立されたスポーツクラブの運営に要する経費であって、助成金の交付を受ける年度の運営経費が対象となります。

ただし、実質的な活動内容が伴わない単なる会食のための会議費(食糧費)、役職員間の親睦のための経費又は目的の判然としない旅行の旅費交通費など社会通念上疑義を生じるものは該当しません。

申請方法

(1) スポーツクラブ創設助成金の交付申請は、スポーツクラブ設立の日の属する年度又はその翌年度のいずれか1回に限り行うことができます。

(2) スポーツクラブ運営助成金の交付申請は、1年度1回限りとし、スポーツクラブを設立した日の属する年度又はその翌年度から3年間を限度とします。

また、仙台市に申請するスポーツ振興くじにかかる総合型地域スポーツクラブ活動補助金と合わせて3回を超えることができません。

(3) スポーツクラブ運営助成金の交付申請は当該スポーツクラブ設立前には行えません。

助成金の交付申請をするには、別表1及び2に定める書類を提出してください。

※スポーツクラブ設立前にスポーツクラブ創設助成金の交付申請を行う場合の申請者は、当該スポーツクラブの発起人会の仙台市民たる代表者としてください。

※また、別表2の会則には次の事項が記載されていなければなりません。

- 1 主たる事務所の所在地
- 2 事業に関する事項
- 3 会員の資格の得喪に関する事項
- 4 会費に関する事項
- 5 役員及び役員の選任に関する事項
- 6 総会、役員会等に関する事項
- 7 資産又は会計に関する事項
- 8 解散に関する事項
- 9 会則の変更にに関する事項

交付の決定

外部委員による審査会の審査結果により交付の可否及び額を決定し申請者に通知します。

その際に、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すことがあります。

また、通知を受けた方は、当該通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受領した日から14日以内に申請の取下げをすることができます。

助成金の交付

助成金の交付は、交付決定の際に送付する通知書に支払請求書を同封します。

この支払請求書に指定の口座を記入していただき振り込みいたします。

助成金受領後

助成金受領後は下記のことにご留意願います。

(1) 変更の届出

助成金の交付を受けた時と、クラブの会則や事業計画に変更が生じた場合には速やかに届け出てください。ただし、継続して2か月を超えず、当該助成を受ける年度内に解消する見込みがある場合又は災害等避けることのできない事由により一時的に要件を欠くこととなった場合は除きます。

(2) 調査

必要があると認めるときは、交付した助成金が目的に沿って適正に使われているか又は当該スポーツクラブが助成金交付の要件を具備しているか調査することがあります。

(この場合助成金の交付を受けた者は、調査を拒むことはできません)

(3) 指導・勧告

スポーツクラブの運営に改善の必要を認めたときは、必要な指導又は改善を勧告することがあります。

(4) 決定の取消し等

助成金交付の決定を受けた後に、次のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還していただくことがあります。

- 1 交付申請に虚偽又は不正があった場合
- 2 交付した助成金の使途が、助成の目的に反し適正を欠く場合
- 3 助成金の対象となるクラブの要件を欠くこととなった場合
- 4 スポーツクラブ創設助成金の交付を受けた年度内にスポーツクラブが設立されなかった場合
- 5 実績報告書に虚偽又は不正があった場合
- 6 交付決定の際に付した条件又は指導、勧告に従わなかった場合

実績報告

助成金の交付を受けた年度終了後1か月以内に、別表1及び2に定める書類を提出してください。ただし、スポーツクラブ設立後にスポーツクラブ創設助成金交付を申請し、当該助成金の交付を受けた場合は除きます。

助成金申請の流れ

